

新会員卓話 柄澤 秀昌 会員

経営者保証ガイドラインを活用した 連帯保証債務の処理 古瀬 康紘 会員

経営者保証ガイドライン(G L)は、経営者の保証債務について、①これから融資を受けようとする場面(入口)、②既に保証債務が存在する場面(途中)、③保証債務の履行が必要となった時の整理の場面(出口)において、適正な保証債務の処理がなされることを目的として制定されたガイドラインです。以下、保証債務の履行が必要となった時の整理の場面(出口)におけるG Lの活用について説明します。

保証債務の整理の場面とは、廃業時、清算時、債務整理時、倒産時など、ほとんどが後ろ向きな場面です。中小企業の倒産時に、個人保証をしている経営者が個人破産となるケースが多いのが実情ですが、G Lの活用によって、会社が廃業等した場合であっても、経営者(保証人)は個人破産を回避することができる場合があります。

G Lの適用により破産を回避することで、経営者には以下のようなメリットがあります。

- ①破産をすることなく、保証債務を整理することができる。
→社会的信用を失わず、再チャレンジ(第二創業)をしやすくなる。
- ②債務整理したことが信用情報登録期間に事故情報として登録されない。
→整理後もクレジットカード等の利用を継続でき、ローンも組める。
- ③破産の場合よりも多くの現預金や保険契約を残すことができる。
→特に高齢の経営者にとっては、整理後の生活の助けになる。
- ④自宅不動産を残すことができる(場合がある)。

G Lの適用による保証債務の整理が認められるには、金融機関にとって、「経済合理性が認められること」(G L適用により回収見込額が増加すること)が必要です。G L適用において問題となる経済合理性とは、次のような考え方で判断されます。

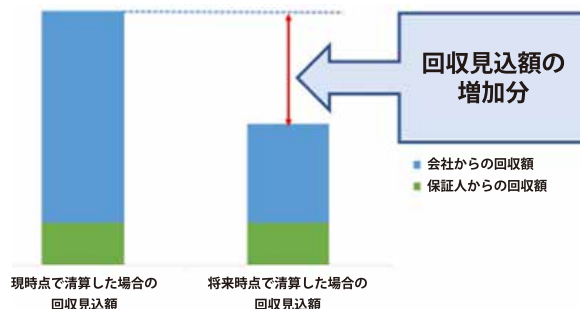


(再生型手続の場合)

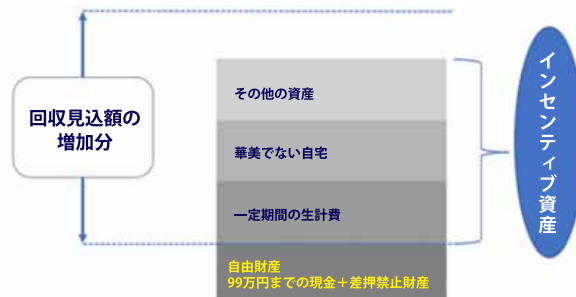
弁済計画に基づく回収見込額が、現時点で破産した場合の回収見込額を上回っているか

(清算型手続の場合)

現時点で清算した場合の回収見込額が、将来時点(3年後)に清算した場合の回収見込額を上回っているか



経済合理性が認められる場合には、G Lを適用して、保証人は破産手続を回避することができ、この「回収見込額の増加分」の範囲で、一定期間の生計費(保証人の年齢や生活状況等によって99万円～363万円が目安)や華美でない自宅等の資産を残すことが認められます。



このように、経営者保証ガイドラインを活用して破産を回避した上で保証債務の整理をすることには、経営者(保証人)にとって大きなメリットがあります。